

愛知県薬剤師国民健康保険組合

規 程 集

(令和8年4月1日現在)

愛知県薬剤師国民健康保険組合

規 程 集 目 次

	ページ
1 組合支部運営規程 (一部改正 令和8年4月1日)	1
2 役員選出規程 (一部改正 令和5年4月1日)	3
3 役員等退職記念品料贈与基準 (施行 令和5年3月5日)	4
4 役員の費用弁償並びに報酬規程 (一部改正 令和5年4月1日)	5
5 役員・職員旅費規程 (施行 平成28年4月1日)	6
6 慶弔見舞金規程(役員) (一部改正 平成20年4月20日)	8
7 外部監査委員設置規程 (一部改正 令和6年5月18日)	11
8 薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準 (一部改正 令和8年4月1日)	13
9 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針 (施行 平成23年8月1日)	14
10 法令遵守マニュアル (施行 平成25年10月1日)	15
11 産前産後期間の保険料軽減措置規程 (施行 令和6年1月1日)	17

- 役員の標準職務規程は、平成24年9月1日付けで廃止する。
- 組合費、介護保険料、保険給付、出産育児一時金、葬祭費及び保健事業の各規程は、組合規約で規定したことにより平成25年4月1日で廃止する。
- 災害見舞金規程は、平成25年10月31日付けで廃止する。
- 役員旅費規程は、平成28年3月31日付けで廃止する。

組合支部運営規程

- 第1条 組合規約第二章第5条第5項により、支部運営規程を設ける。
- 第2条 組合規約第二章第5条第1項の支部は28支部とし、支部ごとに支部長を置き、組合会議員1名を選出する。ただし、組合員減少により支部を合併した場合はこの限りではない。
- 2 支部長及び組合会議員は、兼任することができる。
- 第3条 支部の事情により、連絡員を置くことができる。
- 2 連絡員は、組合員又は地区薬剤師会等薬業関係者とする。
- 第4条 支部長及び組合会議員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 第5条 組合規約第2章第5条4項区域は、別表のとおりとする。
- 附則 この規程は、昭和53年4月1日より施行する。
- 附則 この規程は、昭和59年、平成3年、平成15年11月1日に改定している。
- 附則 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 附則 この規程は、平成23年7月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年9月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

支部名	地区	支部名	地区
千種・東	千種区・東区	春日井	春日井市・小牧市
北	北区	西春日井	清須市・北名古屋市
西	西区		豊山町
中村	中村区	一宮	一宮市・稲沢市
中・昭和	中区・昭和区	海部	津島市・愛西市
			弥富市・あま市
瑞穂	瑞穂区		海部郡
熱田・南	熱田区・南区	尾北	犬山市・江南市
中川	中川区		岩倉市・丹羽郡
港	港区	刈谷	碧南市・刈谷市
守山・名東・天白	守山区・名東区・天白		知立市・高浜市
	区	安城	安城市
緑	緑区	岡崎	岡崎市・西尾市
知多	半田市・武豊町		幸田町
	阿久比町・東浦町	豊田	豊田市・みよし市
西知多	常滑市・知多市	蒲郡	蒲郡市
	東海市・大府市	豊橋	豊橋市・田原市
美浜南知多	美浜町・南知多町	豊川	豊川市・新城市
瀬戸	瀬戸市・尾張旭市	三岐	三重県・岐阜県
	豊明市・日進市		
	長久手市・東郷町		

愛知県薬剤師国民健康保険組合役員選出規程

- 第1条 役員を選出は規約第八章に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 役員は、組合会において被保険者資格を有する組合員から選出する。
- 第3条 役員のうち理事は全部地区から6名以上8名以下を選出する。
2 役員のうち監事は全地区から2名を選出する。
- 第4条 任期満了による役員を選出は、その任期満了の日以前に開催される組合会において行う。
- 第5条 理事長は、組合員に役員を選出について通知するとともに各支部長に役員候補者の推薦を依頼するものとする。
2 議長は、支部推薦の候補者等を取りまとめ候補者一覧を理事長に提出するものとする。
- 第6条 理事長は組合会において、候補者一覧の員数が第3条に定める員数と同数のときは候補者の役員選任の承認を求め、候補者一覧の員数が第3条に定める員数を超えるときは選挙の実施を求めるものとする。
- 第7条 選挙は、議長が執行し副議長がこれを補佐する。
2 議長は、議員から2名の選挙立会人を指名する。
3 選挙は、所定の投票用紙により組合会議員の無記名投票で行う。
4 議長は、選挙立会人立会いのうえ投票用紙の点検をした後、投票総数及び候補者の得票数並びに当選者氏名を朗読しなければならない。
- 第8条 規約第39条に定める理事長の互選は、連続3期を限度とする。
- 第9条 規約第42条に定める役員補充については、この規程を準用する。
- 附則 この規程は、平成24年9月1日から施行する。
附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

役員等退職記念品料贈与基準

第1条 役員等に対する退職記念品料贈与基準を設ける。

第2条 この基準は、理事長、常務理事、理事、監事並びに議長及び副議長に適用する。

第3条 記念品料は、一期2年の任期満了において、贈与する。但し、在任期間の計算に当たって2年未満の端数を生じた場合はこれを2年とする。

理事長	80,000円
常務理事	50,000円
理事	20,000円
監事	20,000円
議長	20,000円
副議長	10,000円

附則 この基準は、令和5年3月5日より施行する。

役員費用弁償並びに報酬規程

第1条 組合規約第44条第2項の規定に基づく役員費用弁償並びに報酬については、この規程の定めるところによる。

第2条 組合用務による出張や理事会等に出席した役員には、費用弁償として交通費、宿泊費及び日当を「役員・職員旅費規程」により支給する。

第3条 役員には、次に掲げる役員報酬を月額で支給する。

理事長	50,000円
常務理事	30,000円
理事	10,000円
監事	10,000円

附則 この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和50年、昭和53年、昭和55年、昭和58年、平成3年、平成7年、平成8年、平成15年、平成16年2月14日に改定している。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年1月1日から施行し平成24年4月1日から適用する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

役員・職員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び職員が職務により出張するときの旅費について定める。

(出張命令)

第2条 出張は、理事長の発する出張命令によって行わなければならない。

(出張の経路)

第3条 出張の経路は、役員は住所地、職員は事務所から最も経済的な通常の順路及び方法によって計算する。但し、用務の都合、天災その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊料

(交通費)

第5条 交通費及び利用できる等級は、次のとおりとする。

	JR・鉄道	バス・地下鉄	航空機	船 舶
役 員	普通運賃	運賃	エコノミー運賃	2等運賃
職 員	普通運賃	運賃	エコノミー運賃	2等運賃

- 2 出張行程片道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満の場合は、指定席急行料金を、300 キロメートル以上の場合は指定席特急料金を支給する。
- 3 新幹線を利用する場合は、新幹線指定席特急料金を支給する。

(日当及び宿泊費)

第6条 日当及び宿泊料は、出張日数、宿泊日数に応じて以下に定める額を支給する。

	日当 (県内)	日当 (県外)	宿泊料
役 員	3,000 円	3,000 円	16,000 円
職 員		2,000 円	13,000 円

(旅費の精算等)

第7条 交通費の実費が本規程により支給された交通費を下回った場合は、出張後速やかに精算をしなければならない。

- 2 本規程に定める旅費の基準をやむを得ない理由により超える出費が発生した場合は、出張後速やかに出費に伴う領収書等を提出し精算をしなければならない。
- 3 会議等の主催者から旅費の全部または一部が支給される場合は、当該旅費については支給しない。

(組合員への適用)

第8条 組合員が組合の用務で出張する場合は、本規定の役員の条項を適用する。

(その他)

第9条 本規程に定めのない事項は、別に定める。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 役員旅費規程（昭和38年4月1日）及び職員旅費規程（昭和38年4月1日）は、平成28年3月31日で廃止する。

慶弔見舞金規程（役員）

第一章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、役員の慶弔見舞いに関する事項を目的とする。

- 2 役員の慶弔禍に際し、当組合は弔意、見舞いの意を表し金品等を支給する。

（慶弔見舞金の内容）

第2条 慶弔見舞金の内容は、傷病見舞金、災害見舞金、死亡見舞金の3種類とする。

（適用の範囲）

第3条 この規程は役員に適用する。

- 2 前項に規定する以外の者は、その都度検討し決定する。

第二章 傷病見舞金

（業務上の場合）

第4条 役員が、業務上の負傷により療養のために休養する場合は、次により傷病見舞金を支給する。

1 5日以上勤務不能の場合 30,000円

- 2 理事会の協議により、第1項の金額を増額することがあり、かつ、見舞い品を添えることがある。

（私傷病の場合）

第5条 役員が、私傷病により療養のため休養する場合は、次の傷病見舞金を支給する。

1 5日以上勤務不能の場合 10,000円

第三章 災害見舞金

（災害見舞金）

第6条 役員が、火災、水害、震災その他の災害により、住居に損害を被った場合は、次の区分により見舞金を支給する。

（1）扶養家族のある世帯主の場合

ア 全焼・全壊の場合 100,000円

- イ 半焼・半壊の場合 50,000円
- ウ 一部損失の場合 30,000円
- (2) 扶養家族のない世帯主および非世帯主の場合
 - ア 全焼・全壊の場合 50,000円
 - イ 半焼・半壊の場合 30,000円
 - ウ 一部損失の場合 15,000円

2 前項の一部損失とは、被害の度合いが5分の1以上の場合をいう。

(受給順位)

第7条 前条の場合、有資格者が2名以上ある場合は、世帯主または年長者に対して支給する。

(証明書の提出)

第8条 前6条の災害の場合は、各々の官公庁の証明書を提出しなければならない。

第四章 死亡弔慰金

第9条 役員が死亡した場合は、その遺族に対して弔慰金を香典として贈呈する。

- (1) 業務上による死亡の場合 200,000円
- (2) 業務外による死亡の場合は、次のとおりとする。
 - ア 理事長 50,000円、生花一對、弔電
 - イ 常務理事 40,000円、生花一對、弔電
 - ウ 理事・監事 30,000円、生花一對、弔電
 - エ 顧問・相談役・元役員 10,000円、生花一對、弔電

2 葬儀に際しては、前項について当組合名および理事長名を記した生花及び弔電を贈るものとする。

(家族の場合の弔慰金)

第10条 役員の配偶者・子女および父母が死亡した場合は、次の区分により弔慰金を香典として贈呈する。

- (1) 配偶者および子女 30,000円、生花一對、弔電
- (2) 実父母及び義父母 10,000円、生花一對、弔電
- (3) 同居の兄弟姉妹 10,000円、生花一對、弔電
- (4) 同居の祖父母および義祖父母 10,000円、生花一對、弔電

2 葬儀に際しては、前項について当組合名および理事長名を記した生花および弔電を贈るものとする。

3 第2号以下の場合、有資格者が2名以上いるときは、喪主または年長

者に支給する。

(その他の場合)

第11条 全国薬剤師国民健康保険組合連合会（全薬連）へ加入の各組合の場合は、次により支給する。

(1) 理事長の場合 10,000円、生花一对、弔電

2 愛知県国保組合協議会（愛協5組合）へ加入の各組合の場合は、次により支給する。

(1) 理事長の場合 10,000円、生花一对、弔電

(2) 元理事長の場合 10,000円、生花一对、弔電

3 上記の場合以外は、その都度検討し決定するものとする。

附則 この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年9月9日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月20日から施行する。

愛知県薬剤師国民健康保険組合外部監査委員設置規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）の事業運営の適正を図るために設置する外部監査を行う者（以下「外部監査委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選任)

第2条 外部監査委員は、組合と利害関係を有しない弁護士、公認会計士等の有識者から理事会において選任し委嘱する。

(委嘱期間)

第3条 外部監査委員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、3回を限度に更新できるものとする。

(外部監査の実施)

第4条 外部監査は1会計年度において原則として1回以上実施するものとする。
2 外部監査の実施時期については、理事長が別に定める。

(職務)

第5条 外部監査委員は、組合の規約・規程、予算、決算及び会計処理等の事業運営全般にわたり監査を行い意見を述べることができる。

(報酬)

第6条 外部監査委員には、1回の監査につき100,000円（外税）の報酬をその都度支払う。

(秘密の保持)

第7条 外部監査委員は、監査を通じて知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は、不当な目的に使用してはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、外部監査委員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 平成 23 年度における第 3 条に定める委嘱期間は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日とする。
- 3 平成 23 年度における第 4 条に定める外部監査の実施は、2 回とする。

附則 この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 5 月 18 日から施行する。

薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準

(目的)

第1条 この基準は、愛知県薬剤師国民健康保険組規約第6条第3項の規定に基づき、組合員が薬局等又は医療等において薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準を定めることを目的とする。

(判定基準)

第2条 組規約第6条第2項第2項中「医療機関等において薬剤師の業務に従事する者」とは、薬剤師の国家資格を有する専門職として事業又は業務に携わる者（非常勤勤務を含む。）であり、次の各号に示す業務をその判定基準とする。

- (1) 病院、診療所及び介護老人施設等において薬剤師の業務に従事する者
- (2) 医療関係者を育成する教育機関等の講師等
- (3) 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
- (4) 学校薬剤師等
- (5) 健診業務等に携わる者
- (6) 研究機関等において医療に関する調査・研究を行う者
- (7) 愛知県薬剤師国民健康保険組合、愛知県薬剤師会及び愛知県薬業協同組合の役員、委員及び議員等
- (8) 第一号から第七号に該当しないが、薬剤師等であり理事長が認める者

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

愛知県薬剤師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）
体制の整備に関する基本方針

1 趣 旨

愛知県薬剤師国民健康保険組合（以下、「組合」という。）は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営を国民健康保険法その他の関係法令に基づき適正に行えるよう、規約第28条第2号法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定めるものである。

2 法令遵守についての基本的な考え方

組合の役員及び職員（以下、役員等という。）は、国民健康保険法その他関係法令並びに組合の規約及び規程その他の決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

3 法令遵守のための組織体制

組合は法令遵守のために、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち1名を法令遵守担当理事とし、理事会で互選する。
- ② 法令遵守担当理事は、組合の業務（被保険者資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業、その他の実務）を実施する部門から独立した立場から法令遵守に関する業務を行うため、関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導ができるものとする。
- ③ 業務委託する場合においても法令遵守が確保できるよう、委託契約に法令遵守に関する事項を明記することとする。

4 実践計画の策定・評価

組合は法令遵守を具体的に実践するために、次のとおり実践計画を策定するとともに評価を行う。

- ① 毎年度、理事会において、法令遵守のための具体的な実践計画（以下、「実践計画」という。）を策定し、組合会の承認を得ることとする。
- ② 法令遵守担当理事は、実践計画の進捗状況及び達成状況を把握する。
- ③ 理事会において、定期的には実践計画の報告・評価を行い、適時、合理的な内容となるよう見直しを行う。

5 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

6 責任追及、懲戒処分

組合会は、役員等が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及するとともに厳正かつ公平な懲戒処分等を行う。

附則

この基本方針は、平成23年8月1日から施行する。

愛知県薬剤師国民健康保険組合法令遵守マニュアル

(目的)

第1条 愛知県薬剤師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針（平成23年8月1日策定）に基づき、組合の役員及び職員（以下、「役員等」という。）が組合員及び被保険者の信頼に応えとともに公的医療制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たすために遵守すべき事項等を定める。

(遵守すべき関係法令等)

第2条 一般的な社会規範のほか役員等が遵守すべき国民健康保険制度に係る主な関係法令及び組合同規約並びに規程は次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則及びこれらに係るその他の政令並びに省令
- (2) 国民健康保険組合同規約例
- (3) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法
- (4) 個人情報保護法
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- (6) 会計法
- (7) 愛知県薬剤師国民健康保険組合同規約
- (8) 薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準
- (9) 愛知県薬剤師国民健康保険組合同規程集に定める規程
- (10) 愛知県薬剤師国民健康保険組合同職員関係規程集に定める規程

(不祥事故の防止)

第3条 不祥事故を未然に防止するため役員等の業務分担は定期的に見直しを行い相互牽制の下で業務執行する体制を整えなければならない。

- 2 役員等は、相互に連携を図り情報の共有に努めなければならない。
- 3 役員等は、法令遵守に関し自己研鑽に努めなければならない。

(不祥事故発生時の対応)

第4条 法令遵守担当理事が不祥事故又は不祥事故が疑われる行為（以下、「不祥事故等」という。）の発生を認めた時は、理事会の開催を求めその内容を報告しなければならない。

- 2 理事会は不祥事故等の事実関係を把握しその対応を協議しなければならない。また、不祥事故の内容によっては監督官庁あるいは警察当局に届

け出なければならない。

(処分)

第5条 不祥事故の当事者が職員の場合は、労働基準法、就業規則等の規定に基づき理事会において処分を決定し組合会において報告しなければならない。

2 不祥事故の当事者が役員の場合は、法令等に基づき理事会で処分案を決定し組合会の議決を得なければならない。

3 不祥事故の当事者の管理監督者については、その責任に応じて処分することができるものとし理事会で処分案を決定し組合会の議決を得なければならない。

附則 この法令遵守マニュアルは、平成25年10月1日から施行する。

愛知県薬剤師国民健康保険組合
産前産後期間の保険料軽減措置規程

(目的)

第1条 子育て世代の経済的負担の軽減を図る観点から、愛知県薬剤師国民健康保険組合規約（以下「組合規約」という）第24条の3に基づき産前産後期間の保険料を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、組合規約第7条で定める愛知県薬剤師国民健康保険組合の被保険者で、出産する予定もしくは出産した被保険者とする。当規程における出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、死産、流産（人口妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象とする。

(軽減措置期間)

第3条 対象者の出産予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間とする。なお、流産及び死産の場合においては、その属する月を基準月とする。

(軽減措置となる保険料)

第4条 前条に定める期間における対象者に係る保険料を軽減する。保険料とは組合規約第18条において規定する基礎賦課額、後期高齢者支援金賦課額、介護納付金賦課額をいう。

(届出方法)

第5条 保険料軽減の届出は、出産予定日の6か月前から可能とし、次の書類を理事長に提出して行うものとする。

- (1) 産前産後保険料軽減措置届出書
 - (2) 出産予定日又は出産日を確認できる書類（流産及び死産の場合は医師の診断書等）
- 2 前項の確認できる書類とは、出産前に届出を行う場合は、母子健康手帳等の出産予定日や多胎妊娠の事実を明らかにすることができる書類をいう。出産後に届出を行う場合は、住民票等の出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係、また多胎出産の事実を明らかにすることができる書類をいう。
- 3 届出は原則として事業主組合員が行うものとする。

(軽減方法)

第6条 保険料の軽減は、保険料軽減対象月の終了後、遡って該当月の保険料をまとめて還付することによって行うものとする。なお、保険料軽減対象月が10月をまたいでいる場合は、新保険料確定後の還付とする。

2 保険料の還付は、原則として保険料引落口座へ振り込むこととする。

(その他)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則 この規程は、令和6年1月1日から施行する。